

小規模多機能型居宅介護重要事項説明書

平成21年12月16日制定

＝社会福祉法人千代田会＝

※※※ 重要事項説明書 ※※※

貴方若しくは貴方の家族が利用する小規模多機能型居宅介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、ご説明させていただきます。

分からないことや、分かりにくいことがあれば、遠慮なく質問してください。

この「重要事項説明書」は、「岐阜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年条例第74号）及び「岐阜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年条例第79号）にもとづき、小規模多機能型居宅介護サービス提供契約に際して、事業者があらかじめ説明しなければならない内容を記したものです。

- 1 事業主体（法人の情報）
- 2 事業所の概要
- 3 事業の目的と運営方針
- 4 事業実施地域、営業時間、定員等
- 5 従業者の職種、員数及び職務の内容等
- 6 利用者の状況
- 7 サービスの概要
- 8 サービス利用料金
- 9 利用にあたっての留意事項
- 10 非常災害時の対策
- 11 事故発生時及び緊急時の対応方法
- 12 秘密の保持と個人情報の保護
- 13 小規模多機能型居宅介護計画
- 14 居宅サービス計画の作成等
- 15 身体的拘束等について
- 16 苦情処理の体制
- 17 衛生管理
- 18 運営推進会議の概要
- 19 高齢者虐待防止について

1 事業主体

事業主体（法人名）	社会福祉法人千代田会
法人格の種類	社会福祉法人
代表名（職・氏名）	理事長 後藤 嘉明
法人所在地	〒501-0105 岐阜県岐阜市河渡2丁目45番地
連絡先等	TEL ; 058-251-5561 FAX ; 058-251-5560
Eメールアドレス	jimu@chiyodakai.or.jp
ホームページアドレス	http://www.chiyodakai.or.jp
設立年月日	昭和54年3月
法人の基本理念	<p>基本理念</p> <p>私達は、高齢者福祉の向上に努め、地域社会からの高い信頼の上に、ご利用者から愛される施設づくりを目指します。</p> <p>基本方針</p> <p>一、安らぎと信頼ある施設づくりに努め、「笑顔」溢れる生活を支援します。</p> <p>二、ご利用者の人権・尊厳を大切にし、その人らしい日常生活を支援します。</p> <p>三、地域からも愛される施設づくりを目指し、地域との絆を大切にします。</p> <p>四、全職員が専門性の向上を図る為、自己研磨、「和」の醸成に努め、質の高い介護サービスの提供に心掛けます。</p> <p>運営方針</p> <p>社会福祉法人千代田会は、社会福祉法人として法人「法人順守マニュアル」に沿って「コンプライアンス」を第一にご利用者が「安心」して生活が営めるよう健全な事業運営に努めます。</p> <p>また、職員の技能やモチベーションの向上を目指します。</p>

2 事業所の概要

事業所の名称	ゲストハウスごうど
事業所管理者（氏名）	管理者 川上 工輔
開設年月日	平成22年3月19日
事業指定番号	指定第2190100236号
事業所所在地	〒501-0105 岐阜県岐阜市河渡2丁目115番地4

連絡先等	TEL ; 058-251-1550 FAX ; 058-251-1556
E メールアドレス	g-h-g@chiyodakai.or.jp
敷地概要	7 5 5 . 3 2 m ²
建物概要	木造平屋建 建築面積 2 1 4 . 0 2 m ² 延床面積 1 9 8 . 9 6 m ²
主な設備等の概要	
宿泊室	5 室 (1 室 8.30 m ²)
食堂・居間	1 カ所 (54.74 m ²)
トイレ	3 カ所
浴室	1 カ所 (一般浴室)
台所	1 カ所

3 事業の目的と運営方針

事業の目的	<p>小規模多機能型居宅介護「ゲストハウスごうど」(以下「事業所」という。)が行う指定小規模多機能型居宅介護事業及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護(以下「事業」という。)では、事業所の管理者、介護職員、看護職員、介護支援専門員(以下「従業者」という。)が要介護状態にある高齢者に対し、適切な指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供することを目的とする。</p>
運営方針	<p>1 指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたっては、要介護者となった利用者が、可能な限り住み慣れた地域での居宅において自立した生活を営む事ができるよう、心身の特性を踏まえて、通いサービスを中心として、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。</p> <p>2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたっては、要支援者となった利用者が、可能な限り住み慣れた地域での居宅において自立した生活を営む事ができるよう、心身の特性を踏まえて、通いサービスを中心として、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。</p> <p>3 事業の実施にあたっては、利用者の要介護状態の軽減、</p>

	<p>若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。</p> <p>4 事業の実施にあたっては、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供する。</p> <p>5 事業の実施にあたっては、利用者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守りを行う等、利用者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供する。</p>
--	--

	<p>6 事業の実施にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行う。</p> <p>7 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。</p> <p>8 指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行う。</p> <p>9 前各項のほか、「岐阜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年条例第74号）及び「岐阜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成24年条例第79号）に定める内容を遵守し、事業を実施する。</p>
--	--

4 事業実施地域、営業時間、定員等

営業日及び営業時間等	営業日 1年365日	営業時間 24時間
サービス提供時間	通いサービス	基本時間 9:00～16:00
	泊まりサービス	基本時間 16:00～9:00
	訪問サービス	基本時間 24時間
通常の事業実施地域	岐阜市全域	
定員	登録定員	29名
	通いサービス定員	15名
	泊まりサービス定員	5名

5 従業者の職種、員数及び職務内容等

①従事者の職種、員数及び職務内容

職種	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1名	—	<p>管理者は、事業を代表し、従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。</p> <p>但し、業務に支障がない限り他の業務との兼務が出来るものとする。</p>
計画作成担当者	1名	—	<p>計画作成担当者は、利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成、地域包括支援センターや居宅介護サービス事業所等のほかの関係機関との連絡、調整等を行う。</p> <p>但し、業務に支障がない限り他の業務との兼務が出来るものとする。</p>
介護職員	11名	—	<p>介護職員は、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者に対し、必要な介護及び日常生活上の支援を行う。</p>
看護職員	—	1名	<p>看護職員は、小規模多機能型居宅介護計画に基づき、利用者に対し、日常生活上の健康管理並びに支援を行う。</p>

②主な職種の勤務態勢

職種	勤務態勢
管理者	日勤 8:30～17:30
計画作成担当者	日勤 8:30～17:30
介護職員及び看護職員	<p>昼間の体制</p> <p>早番 7:30～ 16:30 1名</p> <p>日勤 8:30～ 17:30 6名</p> <p>(※訪問担当職員含む)</p> <p>夜間の体制</p> <p>夜勤 16:00～翌10:00 1名</p>

	宿直 17:30～翌 8:30 1名（自宅待機）
--	--------------------------

6 利用者の状況

登録者数	登録者29名 内（契約時状況男性 名・女性 名）
要介護度別	要支援1名 要介護1名・要介護2名 要支援2名 要介護3名・要介護4名 要介護5名・合計名

7 サービスの概要

通 い サ ー ビ ス	食事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 食事の提供及び食事の介助をします。 ・ 食事は食堂でとっていただくよう配慮します。 ・ 身体状況・嗜好、栄養バランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。 ・ 調理、配膳等を介護従事者とともに行うこともできます。 ・ 食事サービスの利用は任意です。
----------------------------	----	--

通 い サ ー ビ ス	排泄	・ 利用者の状況に応じ、適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。
	入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の状況に応じ、衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身等の適切な介助を行います。 ・ 入浴サービスについては任意です。
	機能訓練	・ 利用者の状況に応じた機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するように努めます。
	健康管理	・ 血圧測定、体温測定等、利用者の健康状態の把握に努めます。
	送迎	・ 利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎を行います。
	訪問サービス	・ 利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の援助を提供します。
	泊まりサービス	・ 事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の援助を提供します。

8 サービス利用料金

①-a 介護保険給付サービス利用料金

介護保険給付サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要支援及び要介護度別に応じて定められた金額（省令により変更あり）から介護保険給付額を除いた金額が利用者負担額になります。 ・ 1ヶ月ごとの月定制です。 ・ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額
------------	--

	<p>に合わせて、利用者の負担額を変更します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月途中から登録した場合、又は月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。 ・登録日とは利用者と事業所が契約を締結した日ではなく、サービスを実際に利用開始した日 ・登録終了日とは利用者と事業所の利用契約を終了した日
--	---

①－b 小規模多機能型居宅介護（介護保険負担割合証・負担割合に応じた定額金額／月）

要介護度	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
単位数	3403 単位	6,877 単位	10,320 単位	15,167 単位	22,062 単位	24,350 単位	26,849 単位
料金	34,030 円	68,770 円	103,200 円	151,670 円	220,620 円	243,500 円	268,490 円
介護保険負担割合証 1 割・自己負担額	3,403 円	6,877 円	10,320 円	15,167 円	22,062 円	24,350 円	26,849 円
介護保険負担割合証 2 割・自己負担額	6,806 円	13,754 円	20,640 円	30,334 円	44,124 円	48,700 円	53,698 円

※岐阜市より発行の「介護保険負担割合証」記載の負担割合より。

①－c 加算に関して。（ゲストハウスごうどの適用する加算のみ記載しております。）

〔初期加算〕（1 日あたり）※登録後 30 日間を限度に

- ・初期加算 30 単位

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して 30 日以内の期間については、初期加算として 1 日 30 単位（利用者負担額 30 円／1 日）加算分の利用者負担があります。また、30 日を超える入院をされた後に、再び利用を開始された場合も同様に加算分の利用者負担があります。

〔認知症加算〕（1 月あたり）※該当される場合のみ

- ・認知症加算（Ⅰ） 800 単位

日常生活に支障をきたすおそれのある症状若しくは行動が認められることから介護を必要とする認知症利用者の場合に加算分の利用者負担があります。

※介護を必要とする認知症とは、医師が判定する日常生活自立度のランクⅢ以上（Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ）に該当する場合。

- ・認知症加算（Ⅱ） 500 単位

要介護状態区分が要介護 2 である利用者であって、周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の利用者の場合に加算分の利用者負担があります。

※周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症とは、医師が判定する日常生活自立度のランクⅡ（Ⅱ a・Ⅱ b）に該当する場合。

- ・総合マネジメント体制強化加算（1 月あたり）※全ご利用者

1,000 単位

小規模多機能型居宅介護費における総合マネジメント体制強化加算の基準次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 利用者の心身の状況又はその家族等を取り巻く環境の変化に応じ、随時、介護支援専門員、看護師、准看護師、介護職員その他の関係者が共同し、小規模多機能型居宅介護計画（指定地域密着型サービス基準第77条第1項に規定する小規模多機能型居宅介護計画をいう。以下同じの見直しを行っていること。

ロ 利用者の地域における多様な活動が確保されるよう、日常的に地域住民等との交流を図り、利用者の状態に応じて、地域の行事や活動等に積極的に参加していること。

〔サービス提供体制強化加算〕（1月あたり）

- ・サービス提供体制強化加算（I）ロ 500単位

小規模多機能型居宅介護費におけるサービス提供体制強化加算の基準

サービス提供体制強化加算（I）ロ次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- （1）指定小規模多機能型居宅介護事業所の小規模多機能型居宅介護従業者（看護師又は准看護師であるものを除く）の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。

〔介護職員処遇改善加算〕（1月あたり）

- ・当事業所は「介護職員処遇改善加算I」の適用となります。

小規模多機能型居宅介護は1月あたりの総単位数の7.6%分が該当します。

介護職員処遇改善加算は1月あたりの総単位数のサービス別加算率分が介護職員処遇改善加算の額となります。

②その他のサービス利用料金

以下の金額は、介護保険給付サービスの対象外として、利用料金の全額が利用者の負担となります。

食事提供に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・朝食400円 ・昼食600円（おやつ代含む） ・夕食600円
おむつ等の代金	<ul style="list-style-type: none"> ・尿取りパット 50円 ・紙パンツ 150円 ・紙おむつ 180円
宿泊に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・1泊につき2,500円 <p>尚、宿泊される際に食事提供が必要となる場合は、食事提供に要する費用が別途必要です。</p>
通常の事業実施地域を越える送迎費用	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜市を越えた場合 <p>事業所から目的地までの距離による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・片道10キロメートル未満 片道250円 ・片道10キロメートル以上 片道500円
通常の事業実施地域を越える訪問サービス	<p>〔交通機関を利用した場合〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関利用料金実費

の交通費	〔自動車を利用した場合〕 ・岐阜市を越える場合 事業所から利用者の居宅までの距離による。 ・片道10キロメートル未満 250円 ・片道10キロメートル以上 500円
レクリエーション及びクラブ活動等に要する費用	・利用者の希望により、教養娯楽としてレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。 ・材料費等の実費
理美容に要する費用	・実費ご負担下さい。
その他	・お預かり金を事業所にて管理し、外出時等において使用できます。使用状況は毎月報告させていただきます。

③利用料金の支払い方法

利用料、その他の費用の請求	・利用料、その他の費用はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 ・請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに利用者あてにお届けします。
利用料、その他の費用の支払い	・請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 ア) 事業所での現金支払い イ) 事業者指定口座への振り込み ウ) 自動口座引き落とし 【事業者指定口座振り込みの場合】 ぎふ農業協同組合 合渡支店 普通預金 口座番号 0011932 口座名義 フリガナ シヤカイクシホウジンチヨダカイ ゲストハウスゴウド 口座名義 社会福祉法人千代田会 ゲストハウスごうど ※お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

9 利用にあたっての留意事項

被保険者証の提示	・サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
サービス提供中	・気分が悪くなったときは、速やかに申し出てください。
食事	・食事サービスの利用は任意です。 ・お弁当をご持参いただくことも可能ですが、その場合は予め事業所に申し出てください。
入浴	・入浴サービスについては任意です。

送迎	・決められた時間に遅れると送迎できない場合があります。
----	-----------------------------

訪問	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為はいたしません。 ・医療行為 ・利用者の家族に対する訪問介護サービス ・飲酒及び利用者又はその家族等の同意なしに行う喫煙 ・利用者又はその家族等からの金銭又は物品の授受 ・利用者又はその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動 ・利用者又はその家族等に行う迷惑行為
宿泊	<ul style="list-style-type: none"> ・急な利用希望はできるだけ対応いたしますが、宿泊室の定員を超える場合は、利用できないことがあります。 ・他の利用者の希望もありますので、調整させていただくことがあります。
設備、部品の使用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内の設備や備品は、本来の用法に従ってご利用ください。 <p>本来の用法に反した利用により破損等が生じた場合は、弁償していただく場合があります。</p>
迷惑行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。 <p>また、無断で他の利用者の宿泊室に立ち入らないようにしてください。</p>
飲酒、喫煙	<ul style="list-style-type: none"> ・無断での飲酒はご遠慮ください。 ・喫煙は決められた場所でしてください。
所持品の持込	<ul style="list-style-type: none"> ・高価な貴重品や大金はこちらで管理できません。
動物の持込	<ul style="list-style-type: none"> ・無断でのペットの持ち込みはお断りいたします。
宗教活動、政治活動	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

10 非常災害時の対策

非常災害時の対応方法	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。 <p>また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。</p>
非常時の訓練等	<ul style="list-style-type: none"> ・非常災害に備えて、防火管理者を定め、年2回定期的に地震、火災に対する避難、救出その他必要な訓練を行い、また夜間を想定した避難訓練も年1回行います。
消防計画	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所は、岐阜市北消防署への消防計画の届出の必要はありませんが、避難訓練、消火訓練を行う際は訓練要綱及び

	訓練報告をすることとします。
--	----------------

防犯防火設備 避難設備等の概要	自動火災報知設備、非常通報設備、避難誘導灯、消火器、 スプリンクラー
--------------------	---------------------------------------

1 1 事故発生時及び緊急時の対応方法

事故発生時の対応方法	<ul style="list-style-type: none">・当事業所が利用者に対して行う小規模多機能型居宅介護サービスの提供により、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、当事業所が利用者に対して行った小規模多機能型居宅介護サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。・事故については、事業所として事故の状況・経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。
利用者の病状急変等 緊急時の対応方法	<ul style="list-style-type: none">・小規模多機能型居宅介護サービスの提供中に、利用者の体調悪化時や病状の急変等の緊急時には、利用者の主治医又は協力医療機関へ連絡し、必要な措置を速やかに講じます。また、利用者の家族に速やかに連絡させていただきます。・病状等の状況によっては、事業者の判断により救急車による搬送を要請することもあります。
協力医療機関 (協力医療機関一覧)	竹田クリニック 〔所在地〕岐阜県岐阜市河渡3丁目110番地 〔診療科〕内科、ペインクリニック、眼科 桐山歯科医院 〔所在地〕岐阜市司町22 〔診療科〕歯科

1 2 秘密の保持と個人情報の保護

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">・事業者及び事業者の従業員は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な利用なく、第三者に漏らしません。・この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後も継続します。
従事者に対する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">・就業規則にて従業員は、サービス提供をするうえで知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。また、その職を辞した後にも秘密の保持の義務があります。秘密の保持の義務規定に違反した場合は、法人の罰則規定を設けています。

個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。 また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ・事業所は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
-------------	---

1 3 小規模多機能型居宅介護計画

小規模多機能型居宅介護計画について	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人一人の人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。 ・事業所の計画作成担当者（介護支援専門員）は、利用者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、利用者及び家族と協議のうえで小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価します。 ・計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明のうえ交付します。
サービス提供に関する記録について	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供に関する記録は、その完結の日から5年間保管します。 また、利用者又は利用者の家族はその記録の閲覧が可能です。 ・複写の交付については、実費をご負担いただきます。 1枚につき 20円

1 4 居宅サービス計画の作成

居宅サービス計画の作成について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の計画作成担当者（介護支援専門員）は、利用者の状況に合わせて適切に居宅サービスを提供するために、利用者の解決すべき課題の把握（アセスメント）やサービス担当者会議等を行い、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成します。 ・計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明のうえ交付します。
-----------------	---

	※別紙 1 に掲げる「居宅サービス計画の作成等の実施方法について」を参照下さい。
--	--

1 5 身体的拘束等について

身体的拘束等の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行いません。
緊急やむを得ない場合の検討	<ul style="list-style-type: none"> 緊急やむを得ない場合に該当する、以下の要件をすべて満たす状態であるか管理者、計画作成担当者、看護職員、介護職員で構成する検討会議を行います。 個人では判断しません。 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。 身体的拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。 身体的拘束等が一時的であること。
家族への説明	<ul style="list-style-type: none"> 緊急やむを得ない場合は、あらかじめ利用者の家族に、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束等の時間帯、期間等を、詳細に説明し、同意を文書で得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うものとします。
身体的拘束等の記録	<ul style="list-style-type: none"> 身体的拘束等を行う場合には、上記の検討会議録、利用者の家族への説明、経過観察や再検討の結果等を記録します。
再検討	<ul style="list-style-type: none"> 身体的拘束等を行った場合には、日々の心身の状態等の経過観察を行い検討会議にて、拘束の必要性や方法に関する再検討を行い、要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体的拘束等を解除します。また、一時的に解除して状態を観察する等の対応も考えます。

1 6 苦情処理の体制

苦情処理の体制及び手順	<ul style="list-style-type: none"> 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。 相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。 (時間を要する内容もその旨を翌日までには連絡します。) 苦情又は相談については、事業所として苦情相談の内容及
-------------	---

	び経過を記録し、原因の分析、再発防止のための取り組みを行います。
--	----------------------------------

事業所苦情相談窓口	<p>[担当者] 介護支援専門員 白木 明子</p> <p>[責任者] 管理者 川上 工輔</p> <p>[連絡先] TEL ; 0 5 8 - 2 5 1 - 1 5 5 0</p> <p>FAX ; 0 5 8 - 2 5 1 - 1 5 5 6</p> <p>※苦情ご意見箱を事業所玄関に設置しています。</p>
苦情解決体制 (第三者委員)	<p>[第三者委員一覧]</p> <p>「鈴木日那子」 評議員 〒 500-8827 岐阜市弥八町 1 0 TEL ; 0 5 8 - 2 6 2 - 1 8 2 7</p> <p>「鷺見真奈美」 評議員 〒 501-0105 岐阜市河渡 1 0 8 9 - 1 TEL ; 0 5 8 - 2 5 3 - 0 8 3 0</p> <p>「小林 和子」 評議員 〒 501-0104 岐阜市寺田 3 - 9 0 6 - 4 TEL ; 0 5 8 - 2 5 3 - 9 1 8 6</p>

事業所外苦情相談窓口	<p>・岐阜市役所福祉部介護保険課 岐阜市今沢町 1 8 番地 TEL ; 058-265-4141 (内線 2464) FAX ; 058-267-6015 受付時間 8 : 4 5 ~ 1 7 : 3 0 【平日のみ】</p>
	<p>・国民健康保険団体連合会 岐阜市藪田南 5 - 1 4 - 1 2 TEL ; 058-275-9820 FAX ; 058-275-7635 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0 【平日のみ】</p>
	<p>・岐阜県運営適正委員会 岐阜市下奈良 2 - 2 - 1 岐阜県社会福祉協議会内 TEL ; 058-278-5136 FAX ; 058-278-5137 受付時間 8 : 3 0 ~ 1 7 : 3 0 【平日のみ】</p>

1 7 衛生管理

衛生管理について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所の設備及び備品等については、消毒等の衛生的な管理に努めています。 また、空調設備により適温の確保に努めています。 ・従業員の健康管理を徹底し、従業員の健康状態によっては、利用者との摂食を制限する等の措置を講ずるとともに、従業員に対して手洗い、うがいを励行する等、衛生教育の徹底を図っています。
----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者にも手洗い、うがいを励行させていただきます。
感染症対策マニュアル	<ul style="list-style-type: none"> ・O-157、ノロウイルス、インフルエンザ等の感染症対策マニュアルを整備し、従業者に周知徹底しています。 また、従業者への衛生管理に関する研修を年2回以上行います。

1.8 運営推進会議の概要

運営推進会議の目的	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護に関して、通いサービス、泊まりサービス、訪問サービスの提供回数等の活動状況を報告し、運営推進会議の委員から評価、要望、助言等を受け、サービスの質の確保及び適切な運営ができるよう設置します。 ・地域に開かれた事業所を目指します。
委員の構成	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者代表 ・利用者の家族代表 ・地元自治会関係者 ・地元民生委員 ・岐阜市介護保険課職員 ・地域包括支援センター職員
開催時期	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね2ヶ月に1回開催します。

1.9 高齢者虐待防止について

高齢者虐待防止等のための取組	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。 ①研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。 ②個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。 ③従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
----------------	---

附則

平成 23 年 1 月 17 日（平成 23 年 1 月 17 日岐阜市役所実地指導に伴う一部変更）

平成 24 年 3 月 26 日（平成 24 年 4 月介護保険改正に伴う一部変更）

平成 25 年 4 月 1 日（岐阜市条例変更に伴う一部変更）

平成 26 年 4 月 1 日（介護保険報酬単価改正及び条文の整備に伴う一部変更）

平成 27 年 4 月 1 日（介護保険法改正に伴う一部変更）

平成 27 年 8 月 1 日（介護保険負担割合証の発行に伴う一部変更）

重要事項説明書の説明年月日

平成 年 月 日

上記の内容について説明を行いました。

経営主体法人	社会福祉法人千代田会
法人所在地	〒 501-0105 岐阜市河渡 2 丁目 4 5 番地
事業所所在地	〒 501-0105 岐阜市河渡 2 丁目 1 1 5 番地 4
事業所名称	ゲストハウスごうど
事業所管理者	管 理 者 川 上 工 輔 印
説明者職氏名	職 名
	氏 名 印

私は、本説明書に基づいて、重要事項の説明を確かに受けました。

利用者〔住 所〕	_____
利用者〔氏 名〕	_____ 印
契約者〔住 所〕	_____
契約者〔氏 名〕	_____ 印

(続 柄 ; _____)